

## ☆注意事項（必ず読んでください。）

### 1. 使用規則

使用規則をよく読んで、この広場の目的等を十分にご理解ください。

### 2. 申し込み

マニュアルに従って所定の申請書（願書）を提出してください。

### 3. 申し込みの承認

使用願の写しを発行することをもって行います。

### 4. 支払い

使用料金の支払いについては、使用者宛に請求書を送付致しますので、指定の銀行口座にお振込み下さい。なお、その際の振込手数料は使用者負担でお願い致します。

### 5. 使用者に関する確認事項

管理者は、使用者が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）に該当しないこと、暴力団に支配されていないことおよび暴力団等と一切の関係を有していないことを確認します。

### 6. 予約の解除、使用の中止・停止・解除等

次の各号に該当する場合は、使用者が予約済または使用中であっても、管理者は予約の解除または使用の中止・停止・解除等をさせていただくことがあります。その結果、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負いません。

- (1) 使用制限に違反すると認められたとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき、または使用者の使用目的・使用内容等が運営者の承諾した使用目的・使用内容等と異なっていることが認められたとき。
- (3) 使用者が承諾された施設以外の場所において作業や催事等を行ったとき。
- (4) 使用者が危険物等運用者の禁止した物を持ちこんだとき。
- (5) 使用者が使用条件や規定等を遵守しなかったとき。
- (6) 使用者が利用に関する法令等に定められた関係官公庁への届出を怠り、またはその指示に従わないとき。
- (7) 天災地変その他の不可抗力によって利用ができなくなり、または人身・財産に危険が生じるおそれがあると管理者が判断したとき。
- (8) 管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

### 7. 使用者の責務

使用者は、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 使用者は、常に善良なる管理上の注意を払って使用してください。

- (2) 使用者は、管理者の定める規定等および関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、使用者の関係者および作業員等に対しても遵守させてください。
- (3) 使用者は、管理者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・案内誘導、作業員等関係者の管理・調整、および盗難・事故防止等を行ってください。
- (4) 多数の来場が予測されるようなイベント等、管理者が警備および誘導體制について協議が必要と判断した場合、事前に管理者と協議のうえ管理者の指示に従ってください。この場合、使用者の責任と負担において広場内外の警備および来場者の整理・誘導等を行うものとします。なお、管理者が業者を指定する場合があります。
- (5) 不測の災害や事故に備え、広場等のご使用前に避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、使用者のスタッフ・作業員等関係者および来場者等に対して事前にご周知ください。
- (6) 使用者は、自己の責任と負担において必要な損害賠償保険または障害保険等にご加入下さい。
- (7) 使用者は規定等に定める広場等の管理・運営上、危険な行為および来街者等に迷惑を与える行為は行わないで下さい。
- (8) 物品の搬出入時等に広場、備品または付帯設備等を汚損・破損する恐れのある場合は、管理者の指示に従い使用者の責任と負担において必ず床面・壁面を養生してください。

#### 8. 原状回復等

使用者は、時間厳守と施設等の原状回復に留意ください。応じない場合、管理者が別途定める損害を補償することになります。

#### 9. 損害賠償および免責

- (1) 使用者、使用者のスタッフ・作業員等関係者または来場者等が広場等、備品および付帯設備等を毀損、汚損、紛失もしくは来場者等に損害を与えた場合、片町きららの管理・運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者は、直ちに運営者に連絡してください。この場合、使用者は、管理者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
- (2) 不測の事故、天災地変、火災、盗難、諸設備の故障等または官公庁の命令・指導等により、使用が不可能な事態が生じた場合、使用者がこれによって損害を受けても管理者はその損害を賠償する責を負いません。

#### 10. 関係官公庁等への届出

利用に際しての必要な法令等に定められた関係官庁等への届け出は、使用者の自己責任と負担で行ってください。

#### 11. 準拠法等

広場等の利用に関する訴訟等については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。